

国民年金保険料の納付方法として「2年前納(口座振替)」が始まります。

平成26年4月末の口座振替分より、割引額より大きな2年前納がご利用いただけるようになります。

- メリット1** 2年間で1万4千円程度の割引となります。
- メリット2** 2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります。
- メリット3** 口座振替をご利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。

2年前納は口座振替のみご利用が可能です。
お申込み期限は2月末までです。

ペットを飼われている方へ

近年、動物は、飼い主の生活に潤いと喜びを与えてくれる存在となっています。しかし、一方で不適切な取扱いにより、動物が苦しんだりする問題や、鳴き声や臭いなどによって周辺に迷惑をかけてしまう問題などが依然として多く生じています。このような状況を受け、国では改正動物愛護法が公布され、平成25年9月1日より施行されました。改正動物愛護法では、動物の飼い主は、その動物が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があることが法律上明確にされ、罰則についても強化されました。

①最後まで責任をもって飼いましょう。

* 飼い主には、終生飼養の責任があります。最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。

* これまで、都道府県等は、犬猫の引き取りについて飼い主から求められたら、引き取ることができました。しかし改正動物愛護法により、終生飼養の原則に反する理由の引き取り(繰り返しの引き取り、老齢や病気を理由とした引き取り等)は拒否できることとなりました。

* 自らの病気などによりどうしても飼えなくなった場合には、飼い主自身が新たな飼い主を探すか、動物愛護団体に相談するなどして、譲渡先を見つけるようにしましょう。

* 動物をみだりに殺傷、遺棄することは犯罪となります。また、みだりに給餌、給水をやめたり、酷使したり、病気やけがの状態で放置したり、ふん尿が堆積するなど不衛生な場所での飼育等の行為は、「虐待」となり、犯罪となります。改正動物愛護法により罰則が強化されました。

②人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう。

* ふん尿、毛、羽毛などで近隣の生活環境を悪化させた

③おやみに繁殖させたりしないようにしましょう。

り、公共の場所を汚さないようにしましょう。また、動物の種類に応じてしつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけることがないようにしましょう。

* たくさん動物を飼うことで、すべての動物に十分に手が回らなかつたり、清潔な環境確保ができなくなる場合があります。自分で適切に飼養ができる数を超えないようにしましょう。

* 動物は、不妊去勢しないと数が増加する可能性があります。特に猫など外飼いしている場合、いつの間にか増えてしまい、生まれる命に責任が持てない場合が生じます。不妊去勢手術などの繁殖を制限する措置を行いますようにしましょう。

④盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにしましょう。

* 飼い主の責任の一つとして、飼っている動物の所有者の明示があります。明示の方法としては、名札、脚環、マイクロチップ等の方法があります。平常時だけでなく緊急災害時等で不明となった時でも発見が容易になります。なお、犬の飼い主には、別途狂犬病予防法に基づき鑑札などの装着の義務もあります。

問合せ 建設整備課 47-8003

